

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

【設置の趣旨・目的等】

1. 【全体計画審査意見1（3）の回答について】

メイクアップに関する知識や技術を身につける授業科目の内容が美容師法に定める美容の業の範囲に抵触しない理由として、「実際に提供するメイクアップは、クライアントが自ら行うメイクアップと本質的に差異はなく、ブライダルメイク、パーティメイクなどの美容師が業として行う特別なメイクアップとは異なる」旨の記載があるが、「クライアントが自ら行うメイクアップと本質的に差異」がないと説明することが関係法令との関係で適法であるとする趣旨が不明確である。具体的には、美容の業については、美容師法第2条において「パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする」ことと規定されており、「ブライダルメイク、パーティメイク」等に限定されたものではないため、これに該当しないことをもって本授業科目の内容が美容の業の範囲に抵触しない理由を説明しているとは判断できない。さらに、化粧品販売を目的としたメイクアップの適法性に関する昭和28年12月14日付け厚生省通知を引用して説明しているが、審査意見1（3）への対応において「メイクアップ実習Ⅱ」のシラバスにおける「顧客の要望に応える多種多様なメイクアップ」とは、総合的な美を求めるクライアントに対して、セラピストとしてそれらの要望に応えるために必要なメイクアップに関する知識教授や技術指導を意味するとあり、化粧品販売に伴うメイクアップに限定して行うメイクアップであるとは理解できない。このため、本学が養成する人材は必ずしも美容師資格を有さない「セラピスト」であるが、エステティック業等においてメイクアップを顧客に「実際に提供する」ことによって美容師法に抵触する強い疑義が残り、依然として実現可能な養成人材像や3つのポリシーとなっているか判然としないことから、美容師法で規制されている業務等と、本学が養成する人材の業務範囲について整理し、本学の教育課程との整合性や妥当性について改めて説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

【教育課程等】

2. 【全体計画審査意見4（3）の回答について】

審査意見4（4）の回答において、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」の授業科目は病気の治療や予防は含まない旨の説明があるが、「ヘルスプロモーション」の概念は一般的に疾病の予防も含まれるものである。また、授業科目の名称として「概論」「各論」といった語を用いる場合、概論を経た上でより専門性を高めた各論を学修するという過程を経るのが一般的であるが、「ヘルスプロモーション概

論」「ヘルスプロモーション各論」はいずれも1年次前期に履修することとされていることに加え、授業科目の内容の差異も明確ではないことから、科目名称として適切性に疑義がある。当該2科目について、学生が科目名称から具体的な授業内容を想起することが難しいようにも見受けられることから、科目名称を再考し、学生が理解しやすいように必要に応じて適切に改めること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

3. 【全体計画審査意見4（4）の回答について】

「ウェルネス」を涵養（かんよう）する授業科目として「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」を挙げているが、これらの授業科目は、カリキュラムツリーにおいてはDP3。「修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」と対応するものとされており、「ウェルネス」についての言及は無い。一方で、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」と対応しないディプロマ・ポリシーであるDP4.は「ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術」と記載されている等、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」ともに、ディプロマ・ポリシーやそれに対応するカリキュラム・ポリシーで定める「ウェルネス」に関する事項と整合していないように見受けられる。また、審査意見1（1）の回答において、「『ビューティ』と『ウェルネス』を発展的に統合した学際領域」として「ビューティ&ウェルネス」を定義づけていることを踏まえると、「ウェルネス」は重要な領域と考えられることが、2つの授業科目を配したのみで十分に「ウェルネス」に対応する能力が涵養（かんよう）されるか疑義がある。教育課程とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を見直した上で、カリキュラムツリーを改めて示して説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

4. 【全体計画審査意見4（5）の回答について】

「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」や「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」、「メイクアップ実習Ⅱ」等の教育内容においてメイクアップ等を取り扱うこと自体は可能だが、「全体計画審査意見1（3）の回答について」のとおり、エステティシャンがメイクアップを「実際に提供する」ことは依然として美容師法に抵触する強い疑義が残るため、エステティシャンの養成を中心とする本教育課程において「実際に提供する」ことを目的としてこれらの授業科目を提供することの妥当性が依然として明らかではない。また、平成19年10月2日付厚生労働省通知（健衛発第1002001号）を引用して美容師法に抵触しない根拠としているが、同通知では「美顔施術（医療行為又は医療類似行為である場合を除く。）については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たって公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。」ともされており、これらの授業

科目が美容師法の対象となるような内容を取り扱っていないかが必ずしも明らかではない。各授業科目の実施目的を明らかにした上で具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・17

5. 【全体計画審査意見4（8）の回答について】

「消費者生活論（関係法規を含む）」で取り扱う関連法規の具体的な内容が明らかではないが、「全体計画審査意見1（3）の回答について」「全体計画審査意見4（5）の回答について」への対応を踏まえ、美容師等の特定の資格を有する者のみが行うことができる業務との区別に関する内容を必要に応じてより充実させること。（改善事項）・・・・・・・・・・22

6. 【全体計画審査意見6の回答について】

「履修モデル（既設専門学校から3年次編入の場合）」が示され、一部の実習科目を実施しないことや一部の講義科目が3、4年次に配当されるなど、専門学校と本学の教育課程の接続に一定の配慮がなされていることは示された一方で、基礎科目及び職業専門科目では、通常の教育課程で3年次・4年次に配当している授業科目の配当年次はそのままに、通常の教育課程で1、2年次に配当されている授業科目を編入学ではそれぞれ3、4年次に単に移行しているように見受けられ、また、展開科目では、通常の教育課程で4年次に配当している授業科目の配当年次はそのままに、通常の教育課程で2、3年次に配当されている授業科目を編入学ではそれぞれ3、4年次に単に移行しているように見受けられる。加えて、総合科目の配当年次は変更がない等、編入学者に対して提供される教育課程が順序性について配慮され、体系的に履修できる内容となっているか必ずしも明らかではない。3年次編入学者用のカリキュラムツリーを示して説明するなど編入学者についても体系的に履修できる教育課程となっていることを具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・24

1. 【全体計画審査意見1(3)の回答について】

メイクアップに関する知識や技術を身につける授業科目の内容が美容師法に定める美容の業の範囲に抵触しない理由として、「実際に提供するメイクアップは、クライアントが自ら行うメイクアップと本質的に差異はなく、ブライダルメイク、パーティメイクなどの美容師が業として行う特別なメイクアップとは異なる」旨の記載があるが、「クライアントが自ら行うメイクアップと本質的に差異」がないと説明することが関係法令との関係で適法であるとする趣旨が不明確である。具体的には、美容の業については、美容師法第2条において「パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする」と規定されており、「ブライダルメイク、パーティメイク」等に限定されたものではないため、これに該当しないことをもって本授業科目の内容が美容の業の範囲に抵触しない理由を説明しているとは判断できない。さらに、化粧品販売を目的としたメイクアップの適法性に関する昭和28年12月14日付け厚生省通知を引用して説明しているが、審査意見1(3)への対応において「メイクアップ実習Ⅱ」のシラバスにおける「顧客の要望に応える多種多様なメイクアップ」とは、総合的な美を求めるクライアントに対して、セラピストとしてそれらの要望に応えるために必要なメイクアップに関する知識教授や技術指導を意味するとあり、化粧品販売に伴うメイクアップに限定して行うメイクアップであるとは理解できない。このため、本学が養成する人材は必ずしも美容師資格を有さない「セラピスト」であるが、エステティック業等においてメイクアップを顧客に「実際に提供する」とことによって美容師法に抵触する強い疑義が残り、依然として実現可能な養成人材像や3つのポリシーとなっているか判然としないことから、美容師法で規制されている業務等と、本学が養成する人材の業務範囲について整理し、本学の教育課程との整合性や妥当性について改めて説明すること。

(対応)

全体計画審査意見1(3)の回答において、「セラピストが実際に提供するメイクアップは、クライアントが自ら行うメイクアップと本質的に差異はなく、ブライダルメイク、パーティメイクなどの美容師が業として行う特別なメイクアップとは異なり、クライアントが自ら行うメイクアップと本質的に差異はない」という説明は撤回し、セラピストが顧客にメイクアップを実際に提供することはないことを改めて説明する。

本学が養成するセラピストは、全体計画審査意見1(2)の回答でも説明したとおり、エステティシャン、ネイリスト、アロマセラピスト、スパセラピスト等の総称であり、美容師資格を取得していない限り、美容師法に定める“首から上”の容姿を美しくする業を行うことはできない。「メイクアップ実習Ⅱ」の授業では、メイクアップの知識や技術を修得させることを目的としているが、シラバスにおける「顧客の要望に応える多種

多様なメイクアップ」とは、総合的な美を求めるクライアントに対して、セラピストとしてそれらの疑問や要望に応えるために必要なメイクアップに関する知識の教授や技術指導を行うことであり、業としてメイクアップを提供するものではない。

しかしながら、シラバスに記載されているこの「顧客の要望に応える多種多様なメイクアップを行える」という表現が、あたかもメイクアップがビューティ&ウェルネスサービスの一つであり、クライアントに「実際に提供する」ことを想起させ、美容師法に抵触するとの強い疑義が生じていることから、「顧客の要望にもとづいて、肌の状態やメンテナンス状況を把握し、個々の肌に合う化粧品やメイク方法、日常的なスキンケアについてアドバイスを行える」と記載を変更し、その他の紛らわしい表現を改める。(資料A)

ディプロマ・ポリシーDP4. で「個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。」、またカリキュラム・ポリシーCP4. で「ビューティ&ウェルネスサービス施設において、個人の価値観やニーズに合わせてサービスを提供するための知識と技術を修得する科目を配置する。」と定めているが、メイクアップを実際に提供することはビューティ&ウェルネスサービスに含まれていないことから、養成する人材像や3つのポリシーとの整合性に問題はない。後述する審査意見5への対応で回答するとおり、必修科目「消費者生活論(関係法規を含む)」の授業内容においては、セラピストと美容師等の特定の資格を有する者のみが行うことができる業務の区別を明確にし、セラピストの業務範囲について教育を行う。

(新旧対照表) 授業科目の概要「メイクアップ実習Ⅱ」講義等の内容

新	旧
<p>メイクアップは単に化粧という概念ではなく、心と身体を美しく維持するための重要な技術であり、<u>世界的評価の高い化粧品と高度な技術は、日本が世界に誇れる文化ともいえる。</u>本科目では、メイクアップ実習Ⅰで修得した知識と技術を前提として、<u>その応用を学び、顧客の要望にもとづいて、肌の状態やメンテナンス状況を把握し、個々の肌に合う化粧品やメイク方法、日常的なスキンケアについてアドバイスを行えるようになる</u>ことが目的である。</p> <p>(オムニバス方式/全30回) (九島紀子/15回)</p>	<p>メイクアップは単に化粧という概念ではなく、心と身体を美しく維持するための重要な技術といえる。<u>世界的評価の高い化粧品と高度な技術は日本の誇れる文化ともいえる。</u>本科目では、メイクアップ実習Ⅰで修得した知識と技術を前提とした<u>応用編を学ぶ</u>ことが目的である。</p> <p>(オムニバス方式/全30回) (九島紀子/15回)</p>

<p>顔の形態による印象について、顔のゴールデンバランス、顔の成熟度、顔の性差などを中心に、<u>持てる知識や技術をどのように応用すべきかを詳細に学ぶ。</u></p> <p>(重田やよい／15回)</p> <p>応用的なメイクアップに関する知識と技術を<u>修得</u>する。</p>	<p>顔の形態による印象について、顔のゴールデンバランス、顔の成熟度、顔の性差などを中心に詳細に学ぶ。</p> <p>(重田やよい／15回)</p> <p><u>顧客の要望に応える多種多様なメイクアップを行えるよう、テーマを基に応用的なメイクアップ技術を習得</u>する。</p>
---	--

(参照)「メイクアップ実習Ⅱ」シラバス

2. 【全体計画審査意見4（3）の回答について】

審査意見4（4）の回答において、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」の授業科目は病気の治療や予防は含まない旨の説明があるが、「ヘルスプロモーション」の概念は一般的に疾病の予防も含まれるものである。また、授業科目の名称として「概論」「各論」といった語を用いる場合、概論を経た上でより専門性を高めた各論を学修するという過程を経るのが一般的であるが、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」はいずれも1年次前期に履修することとされていることに加え、授業科目の内容の差異も明確ではないことから、科目名称として適切性に疑義がある。当該2科目について、学生が科目名称から具体的な授業内容を想起することが難しいようにも見受けられることから、科目名称を再考し、学生が理解しやすいよう必要に応じて適切に改めること。

(対応)

全体計画審査意見4（4）の回答において、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」の授業内容について、「疾病の治療や予防ではなく、人々が健康で幸せで活力のある生活を送るための支援や活動方法について学ぶ」と説明したが、今回の審査意見に示された「ヘルスプロモーションの概念は一般的に疾病の予防も含まれるものである」というご指摘に基づき、引用元である授業科目の概要における「ヘルスプロモーション概論」の講義等の内容を以下のように修正する。

(新旧対照表) 授業科目の概要「ヘルスプロモーション概論」講義等の内容

新	旧
<p>21世紀の健康戦略であるWHOヘルスプロモーションの概念と推進戦略について理解することによって、人々の健康を創造するための知識と技術を習得するとともに、健康と幸福に貢献する実践的方法論を学ぶ。ヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」である。</p> <p>(WHOバンコク憲章：2005年) <u>本講義では、疾病の治療や予防の一般的な知識に加えて、人々が健康で幸せで活力のある生活を送るための支援や活動方法について学ぶ。特に、人々の主観的健康観（健康の定義）を大</u></p>	<p>21世紀の健康戦略であるWHOヘルスプロモーションの概念と推進戦略について理解することによって、人々の健康を創造するための知識と技術を習得するとともに、健康と幸福に貢献する実践的方法論を学ぶ。ヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」である。</p> <p>(WHOバンコク憲章：2005年) 講義では、<u>疾病の治療や予防ではなく、人々が健康で幸せで活力のある生活を送るための支援や活動方法について学ぶ。特に、人々の主観的健康観（健康の定義）を大切に、危険因子（リ</u></p>

<p>切に、<u>病気の危険因子</u>（リスク・ファクター）のみならず、<u>ポジティブ・ヘルスの視点から</u>、<u>幸福因子</u>（ハッピーネス・ファクター）にも焦点をあて、<u>健康の決定要因について理解を深め</u>、<u>人々の健康と幸福に寄与できる知識と技術や意欲について</u>、<u>本学の教育目標の一つであるウェルネスの観点と関連させつつ</u>、<u>ディスカッションを踏まえて講義する</u>。</p>	<p>スク・ファクター）のみならず、<u>ポジティブ・ヘルスの視点から</u>、<u>幸福因子</u>（ハッピーネス・ファクター）にも焦点をあて、<u>健康の決定要因について理解を深め</u>、<u>人々の人生や生活の場で</u>、<u>人々の健康と幸福に寄与できる知識と技術</u><u>そしてハートについて</u>、<u>ディスカッションを踏まえて講義する</u>。</p>
---	---

また、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」の授業科目の内容の差別化を図り、学生が具体的な授業内容を容易に想起し理解できるようにするため、「ヘルスプロモーション各論」の名称を「ヘルスプロモーション各論（事例検討およびシミュレーション）」に変更し、講義内容も以下のように大幅に変更し、シラバスを修正する。（資料B）当該科目では、事例検討を題材として授業を行い、ヘルスプロモーション、ウェルネス推進の具体的なイメージを把握させる。さらに、学生自らが個人、集団、地域のウェルネス推進に資する新たな課題を見出し、解決する能力を育成することを目標とする。

（新旧対照表）授業科目の概要「ヘルスプロモーション各論」講義等の内容

新	旧
<p><授業科目の名称> ヘルスプロモーション各論<u>（事例検討およびシミュレーション）</u></p> <p><講義等の内容> 「ヘルスプロモーション」は、1986年のオタワ憲章において「人が自身の健康をコントロールし向上させることができる過程」と定義されている。<u>「ウェルネス」は心身の健康に加え、幸福、活力、平静、多様性のある自己実現、他者への福祉を含む包括的な概念である。本講義では学生が個人、集団、職域、地域、社会を対象として、積極的にウェルネスを推進する能力、意欲を獲得することを目的として、過去のヘルスプロモーション事例検討にもとづき、現在と近未来の新たな課題を抽出し、明確化する能力を涵養する。事例としては、職域、地域などセッティングごと</u></p>	<p><授業科目の名称> ヘルスプロモーション各論</p> <p><講義等の内容> 「ヘルスプロモーション」は、1986年のオタワ憲章において「人が自身の健康をコントロールし向上させることができる過程」と定義されている。<u>講義では現代日本の健康を、死亡統計から捉え、さらに健康負荷（障害調整生存年：DALY）の観点から定量的に捉えることで、問題となる疾患への理解を促す。これらは増加する社会保障費の原因であり、保険医療ではそれを賄うことはできない。どの様に個人が、あるいは地域社会が工夫して貢献し、医療を下支えすることができるか、本学の理念から講義し、理解を促す。</u></p>

の具体例に加え、生活習慣病、がん、喫煙、
飲酒を対象とした課題解決型の施策を取り
上げる。新たな課題の例として新型コロナウ
イルス感染拡大下でのウェルネス実現を取
り上げ、実際に大学コロナ対策を牽引してき
た担当教員の経験にもとづき、学生の自主的
な情報収集、企画立案を奨励し指導する。本
学では、クライアントのメンタルヘルス幸福
度、充実度を促進する、メンタルヘルスリテ
ラシーの観点が極めて重要であることから、
確立された質問紙票（Questionnaire）を用
いた調査手法を習得し、施術の効果を客観
的、統計学的に評価する能力を身につける。
現代日本の健康は、死亡統計、健康負荷指標
（障害調整生存年：DALY）から定量的に捉え
ることができる。問題となる疾患への理解を
促し、増加する社会保障費に対して、どのよ
うに貢献し、医療経済の健全化を下支えする
ことができるかを考えさせ、自覚と理解を促
す。

「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論（事例検討およびシミュレーション）」の2科目は内容が密接に関連しており、また、「ウェルネス」教育について、初年度からその基盤となる授業科目である「ビューティ&ウェルネス入門」と並行して行うことが適切と考えられることから、1年前期前半に「ヘルスプロモーション概論」、1年前期後半に「ヘルスプロモーション各論（事例検討およびシミュレーション）」と連続して講義を行う。

（参照）「ヘルスプロモーション各論（事例検討およびシミュレーション）」シラバス

3. 【全体計画審査意見4（4）の回答について】

「ウェルネス」を涵養（かんよう）する授業科目として「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」を挙げているが、これらの授業科目は、カリキュラムツリーにおいてはDP3。「修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」と対応するものとされており、「ウェルネス」についての言及は無い。一方で、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」と対応しないディプロマ・ポリシーであるDP4. は「ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術」と記載されている等、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」とともに、ディプロマ・ポリシーやそれに対応するカリキュラム・ポリシーで定める「ウェルネス」に関する事項と整合していないように見受けられる。また、審査意見1（1）の回答において、『ビューティ』と『ウェルネス』を発展的に統合した学際領域」として「ビューティ&ウェルネス」を定義づけていることを踏まえると、「ウェルネス」は重要な領域と考えられることが、2つの授業科目を配したのみで十分に「ウェルネス」に対応する能力が涵養（かんよう）されるか疑義がある。教育課程とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を見直した上で、カリキュラムツリーを改めて示して説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

「ウェルネス」教育を担う授業科目として「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」のみでは能力涵養には不十分であり、さらに、ディプロマ・ポリシーやそれに対応するカリキュラム・ポリシーで定める「ウェルネス」に関する事項と整合していないという審査意見を踏まえ、カリキュラムツリーの改変を行い、「ウェルネス」教育を行う授業科目を充実するために、一部の授業科目の名称および講義内容を変更し、教育課程とディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）の整合化を図った。

まず、「ウェルネス」を涵養するための教育としては、授業科目「ビューティ&ウェルネス入門」が含まれるDP1. に対応させることがより相応しいと考え、DP1. 及びそれに対応するCP1. を以下のように変更した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (20 ページ)

新	旧
(7) ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー (教	(7) ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー (教

<p>育課程の編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー (入学者受け入れ方針)</p> <p>ア. ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針、DP)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士 (専門職) の学位を授与する。</p> <p>DP1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、<u>社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人</u>として相応しい教養や職業倫理観を備えている。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>育課程の編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー (入学者受け入れ方針)</p> <p>ア. ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針、DP)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士 (専門職) の学位を授与する。</p> <p>DP1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、<u>専門職業人</u>として相応しい教養や職業倫理観を備えている。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (20 ページ)

新	旧
<p>イ. カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針、CP)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科は、ディプロマ・ポリシーに示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>専門職大学の制度の趣旨に則って、理論を重視した専門知識と職業的実践能力を修得し、新たな価値創造を担う人材を養成するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を体系的かつ有機的に組み合わせ、段階的に履修できるような教育課程を編成・実施する。</p> <p>学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPA を用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。</p>	<p>イ. カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針、CP)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科は、ディプロマ・ポリシーに示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>専門職大学の制度の趣旨に則って、理論を重視した専門知識と職業的実践能力を修得し、新たな価値創造を担う人材を養成するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を体系的かつ有機的に組み合わせ、段階的に履修できるような教育課程を編成・実施する。</p> <p>学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPA を用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。</p>

<p>CP1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性を身につけ、<u>社会におけるウェルネスの実現に貢献できる</u>専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を<u>涵養するための</u>科目を配置する。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>CP1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性、専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を<u>身につけられる</u>科目を配置する。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>
---	---

DP1. では、これまで「ビューティ&ウェルネス産業」で活躍する人材を養成するために必要な資質の向上を図り、同産業を取り巻く環境を理解するための教養教育（「産業」の教育）を重視していたが、同時に「ウェルネス」を涵養する教育（「概念」の教育）も重要であることから、カリキュラムツリーにおいて、基盤となる授業科目である「ビューティ&ウェルネス入門」を共通の入り口として、「産業」のブランチ、「概念」のブランチに分岐させる構成とした。

新たに加えた「概念」のブランチには、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論（事例検討とシミュレーション）」を配置し、「ウェルネス」の概念を発展的に教育する。さらに「心理学」「ジェンダーとダイバーシティ」を初年度に配置し、3年次後期に実施する「臨床医学総論」の名称を、「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」と変更し、「ウェルネス」の指向性を明示するとともに、以下のように講義内容を変更し、シラバスを修正する。（資料C）

（新旧対照表）授業科目の概要「臨床医学総論」講義等の内容

新	旧
<p>＜授業科目の名称＞ <u>リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎</u></p> <p>＜講義等の内容＞ <u>セラピストが臨床医学を学ぶ重要な意義として、1) クライアントの臨床状況を把握しリスク管理を行うこと、2) クライアントの求めに応じて、個人のウェルネスに資する施術を行うこと、の2点が挙げられる。本講義では頻度が高く重要な身体科疾患、メンタルヘルス疾患を概説し、基礎となる知識、疾患メカニズムの理解を促し、実技的な側面へ</u></p>	<p>＜授業科目の名称＞ <u>臨床医学総論</u></p> <p>＜講義等の内容＞ <u>臨床医学総論では、個々の疾患の底流に流れる基礎的な視点（解剖学、生理学、生化学）に基づき、各論で講義される疾患を理解する基礎的な視点を形成することを目標とする。本学では、単に実技的、応用的な技術に止まることなく、新たな施術、新規の産業の創生を目指して、学生の深い教養教育を行うことを理念としている。本科目では、学生が創造</u></p>

<p>の橋渡しを行う。リスク管理に関しては、<u>こ</u> <u>とに、アレルギー性疾患および整形外科的な</u> <u>病態を学び、適切な手技、対応を行うための</u> <u>基礎を確立する。</u>施術に由来する有害事象を 確実に減少させるために、リスクの考え方、 リスクヘッジの視点を教育する。<u>個人のウェ</u> <u>ルネス実現のためには、精神的幸福度の促</u> <u>進、メンタルヘルスリテラシーが重要となる</u> <u>ことから、気分障害、発達障害を含む頻度の</u> <u>高い疾患を学び、クライアントのメンタルヘ</u> <u>ルス状況を把握する能力を養う。</u>さらに、ク ライアントの求めに応じてどのように安全 に<u>ウェルネスを実現するか、グループディス</u> <u>カッションを行い、理解の深化を促す。</u></p>	<p>性を発揮するためのフレームワークを教え、 <u>確固たる基盤のもとに、自由な発想を羽ばた</u> <u>かせることを期待して、講義を行う。</u>同時に、 施術に由来する有害事象を確実に減少させ るために、<u>基礎医学的な視点から、</u>リスクの 考え方、リスクヘッジの視点を教育する。<u>基</u> <u>礎医学は人を対象とするすべての行為の基</u> <u>盤であり、同時に創造性の基盤ともなる。</u>受 講により新たな視野が開けることを期待し て、<u>講義を行う。</u></p>
--	---

以上の改変によって、「ウェルネス」教育を複数の授業科目により重層的に行うことを明示し、カリキュラムツリーにおける教育課程とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合化を図った。(資料D)

「ビューティ」という切り口から「ウェルネス」の実現を目指し、「ビューティ」と「ウェルネス」を発展的に統合した学際領域として「ビューティ&ウェルネス」を定義している本学において、積極的に病気でない「健康」状態を目指す行動を取ることによってより良く生きるライフスタイルをつくる「ウェルネス」は重要な領域であることから、例えば「栄養学」の講義等の内容において、「ウェルネスの概念では、若さや美しさというのは、基本的には肉体及び精神が健康な状態の結果と捉えることができる。従って、将来ウェルネス産業分野での活躍を目指す者は、栄養素が身体でどの様に作用するか知っておくことが重要である。」と説明しているように、科目横断的な教育を行っていく。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 2. 学科の特色 (31 ページ)

新	旧
<p>(1) 価値観が多様化する現代社会で通用する教養を養う教育 ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、<u>社会におけるウェルネスの実現に貢献できる</u>専門職業人として相応しい教養や職</p>	<p>(1) 価値観が多様化する現代社会で通用する教養を養う教育 ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」ことを達成するため、</p>

業倫理観を備えている。」ことを達成するため、価値観が多様化する現代社会に対応し、ウェルネスの実現を目指す専門職業人に必要な教養を学べる教育課程を整備する。ビューティ&ウェルネス産業において、生涯に亘り自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための授業科目である「基礎科目」を通じて、専門性が求められるビューティ&ウェルネス産業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理観を涵養する。

「基礎科目」には、4年間の学びの基礎となる教養科目として「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」など、語学科目として「英語Ⅰ・Ⅱ」などを配置する。さらに、必修科目として「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講し、職業人として基盤となる物事の考え方を学び、学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養成する。

社会においてその実現を目指す「ウェルネス」を涵養する授業科目としては、「ビューティ&ウェルネス入門」で基本概念を学び、「職業専門科目」に「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論（事例検討とシミュレーション）」を配置し、その概念を発展的に教育する。さらに「基礎科目」の「心理学」「ジェンダーとダイバーシティ」や「職業専門科目」の「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」で、「ウェルネス」教育を重層的に行う。

また、職業倫理観を早い段階から段階的に醸成していくため、1年次から4年次まで、

価値観が多様化する現代社会に対応に対応できる専門職業人に必要な教養を学べる教育課程を整備する。ビューティ&ウェルネス産業において、生涯に亘り自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための授業科目である「基礎科目」を通じて、専門性が求められるビューティ&ウェルネス産業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理観を涵養する。

「基礎科目」には、4年間の学びの基礎となる教養科目として「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」など、語学科目として「英語Ⅰ・Ⅱ」などを配置する。さらに、必修科目として「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講し、職業人として基盤となる物事の考え方を学び、学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養成する。

また、職業倫理観を早い段階から段階的に醸成していくため、1年次から4年次まで、

毎年度に臨地実務実習を実施し、ビューティ&ウェルネス産業や職業に対する問題意識を高めていく。 ＜以下、省略＞	毎年度に臨地実務実習を実施し、ビューティ&ウェルネス産業や職業に対する問題意識を高めていく。 ＜以下、省略＞
---	---

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類ページ) 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (40ページ)

新	旧
<p>(2) カリキュラム・ポリシーと教育課程の体系性</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科が掲げる 5つのカリキュラム・ポリシーを踏まえ、以下のとおり科目を配置する。</p> <p>CP1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性を身につけ、<u>社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための科目を配置する。</u></p> <p>ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するために必要なコミュニケーション能力及び協調性を養うための授業科目として、「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」を配置する。<u>「ビューティ&ウェルネス産業」で活躍する人材を養成するために必要な資質の向上を図り、同産業を取り巻く環境を理解するための教養教育（「産業」の教育）を重視し、専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を身につけるために必要な授業科目として、「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」などを配置する。</u></p> <p>また、<u>社会においてその実現を目指す「ウ</u></p>	<p>(2) カリキュラム・ポリシーと教育課程の体系性</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科が掲げる 5つのカリキュラム・ポリシーを踏まえ、以下のとおり科目を配置する。</p> <p>CP1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性、<u>専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を身につけられる科目を配置する。</u></p> <p>ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するために必要なコミュニケーション能力及び協調性を養うための授業科目として、「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」を配置する。<u>専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を身につけるために必要な授業科目として、「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」などを配置する。</u></p>

<p>「ウェルネス」を涵養する教育（「概念」の教育）も重要であることから、基盤となる授業科目である「ビューティ&ウェルネス入門」を入り口として、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論（事例検討とシミュレーション）」を配置し、「ウェルネス」の概念を発展させ、「心理学」「ジェンダーとダイバーシティ」「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」で重層的な教育を行っていく。</p> <p>これらの授業科目の学修を通して、セラピストに必要な素養や態度を理解するとともに、責任あるセラピストとしての素養や態度を実践的に身につけるため、臨地実務実習である「企業実習Ⅰ～Ⅴ」を学年進行に合わせて配置する。</p>	<p>これらの授業科目の学修を通して、セラピストに必要な素養や態度を理解するとともに、責任あるセラピストとしての素養や態度を実践的に身につけるため、臨地実務実習である「企業実習Ⅰ～Ⅴ」を学年進行に合わせて配置する。</p>
--	---

(参照)「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」シラバス
カリキュラムツリー

4. 【全体計画審査意見4（5）の回答について】

「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」や「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」、「メイクアップ実習Ⅱ」等の教育内容においてメイクアップ等を取り扱うこと自体は可能だが、「全体計画審査意見1（3）の回答について」のとおり、エステティシャンがメイクアップを「実際に提供する」ことは依然として美容師法に抵触する強い疑義が残るため、エステティシャンの養成を中心とする本教育課程において「実際に提供する」ことを目的としてこれらの授業科目を提供することの妥当性が依然として明らかではない。また、平成19年10月2日付厚生労働省通知（健衛発第1002001号）を引用して美容師法に抵触しない根拠としているが、同通知では「美顔施術（医療行為又は医療類似行為である場合を除く。）については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たって公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。」ともされており、これらの授業科目が美容師法の対象となるような内容を取り扱っていないかが必ずしも明らかではない。各授業科目の実施目的を明らかにした上で具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

授業科目「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」「メイクアップ実習Ⅱ」では、化粧品を用いた授業を実施する。「メイクアップ実習Ⅱ」については、審査意見1への対応で回答したとおり、セラピストとしてクライアントの要望に応えるために必要なメイクアップに関する知識の教授や技術指導を行うため、メイクアップの知識や技術を修得させることを目的としており、業としてメイクアップを提供するものではないことは説明した。ここでは、「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」や「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」の教育内容であるセラピストが行う「フェイシャルトリートメント」が理容師法又は美容師法の対象とならない理由について説明する。

「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」では、①メイクを落とすためのポイントクレンジング②ハンドで行うクレンジング（デコルテ、フェイシャル）③肌の血行・リンパの流れを促すためのハンドトリートメント④基礎化粧品を使用した整肌の4つの工程を学び、顧客が安心できる技術を修得し、「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」では、主にフェイシャル機器の使用方法を修得することを目的としている。

ビューティ&ウェルネスサービスの一つであるエステティックは、総務省日本標準産業分類では、「手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術」（分類コード7892）と定義され、特定商取引に関する法律では、「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減じるための施術を行うこと」

として定義されている。エステティシャンが行う「フェイシャルトリートメント」はこの全身美容の一部として行っているものであり、顔面の表面上の美化のみを目的とする理容師法第1条の2第1項の「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整える」や美容師法第2条第1項の「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする」こととはその目的、方法及び対象を異にしているものである。エステティックにおける「フェイシャルトリートメント」は、整肌を目的として化粧品を使用するものであるが、それは全身美容として、胸、首、背面、顔面等に対し、あくまで肌や身体を健康的で美しい状態に保護、保持するために行うものであり、顔面だけの表面上の美化行為とは異なった手技や機器による施術行為であることから、美容師法の概念に抵触しないものである。

審査意見を踏まえ、「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」のシラバスを改め、セラピストが行うフェイシャルトリートメントは、美容師が行う美顔施術とは、その目的、方法及び対象が異なることを授業内容として教育する。(資料E)

(新旧対照表) 授業科目の概要「フェイシャルトリートメントⅠ」講義等の内容

新	旧
<p><u>セラピストが行うフェイシャルトリートメントは、全身美容として、胸、首、背面、顔面等に対し、肌や身体を健康的で美しい状態に保護、保持するために行うものであり、顔面だけの表面上の美化行為とは異なった手技や機器による施術行為であることから、美容師が行う美顔施術とは、その目的、方法及び対象を異にしている。</u></p> <p>本実習では、<u>全身美容としてのフェイシャルの施術における基本テクニックである、軽擦法・強擦法・打法・圧迫法・振動法・揉捏法(6手技)を用いたハンドテクニックを中心に実習を行い、技術を習得する。6手技は応用につながる重要な技術であるため、技術名称、技術効果の理論を第1回目で行い、それを理解して施術を行うことでより効果的に習得することを目指す。</u>①メイクを落とすためのポイントクレンジング、②ハンドで行うクレンジング(デコルテ、フェイシャル)、</p>	<p><追加></p> <p>本実習では、フェイシャルの施術における基本テクニックである、軽擦法・強擦法・打法・圧迫法・振動法・揉捏法(6手技)を用いたハンドテクニックを中心に実習を行い、<u>技術の習得をする。6手技は応用につながる重要な技術の為、技術名称、技術効果の理論を第1回目で行い、それを理解して施術を行うことでより効果的に習得していく。</u>①メイクを落とすためのポイントクレンジング②ハンドで行うクレンジング(デコルテ、フェイシャル)③肌の血行・リンパの流れを促す</p>

<p>③肌の血行・リンパの流れを促すためのハンドトリートメント、④基礎化粧品を使用した整肌、この4つの工程をそれぞれ学び、最終的に<u>個々のクライアントに安全に技術を</u>提供できるような技術習得を目指す。また、使用する化粧品の種類・正しい使用方法・効果を知り、トリートメントと化粧品による相乗効果<u>が得られる</u>ような技術と知識を身につける。</p>	<p>ためのハンドトリートメント④基礎化粧品を使用した整肌、この4つの工程をそれぞれ学び、最終的に<u>一人のお客様に安全に技術を</u>提供できるような技術習得を目指す。また、使用する化粧品の種類・正しい使用方法・効果を知り、トリートメントと化粧品による相乗効果<u>を出せる</u>ような技術と知識を身につける。</p>
--	--

(新旧対照表) 授業科目の概要「フェイシャルトリートメントⅡ」講義等の内容

新	旧
<p><u>セラピストが行うフェイシャルトリートメントは、全身美容として、胸、首、背面、顔面等に対し、肌や身体を健康的で美しい状態に保護、保持するために行うものであり、顔面だけの表面上の美化行為とは異なった手技や機器による施術行為であることから、美容師が行う美顔施術とは、その目的、方法及び対象を異にしている。</u></p> <p>本実習では、<u>全身美容としてのフェイシャルトリートメントで用いるフェイシャル機器</u>である、栄養導入機、吸引機器（パター）、高周波機器、超音波機器、ディープクレンジング（ブラシピーリング、サクション、ピーリングクリームなど）、パックについて学ぶ。機器の機能を学ぶことにより、ハンドテクニックだけでは実現できない顧客の悩みの解消や希望を叶えることができるようになる。機器の正しい使用方法、注意事項、禁忌事項を理解し、常に正常作動するように日々の点検方法やメンテナンス管理を学ぶことにより、安全で効果的な技術を提供できるようになる。</p>	<p><追加></p> <p>本実習では、フェイシャル機器である、栄養導入機、吸引機器（パター）、高周波機器、超音波機器、ディープクレンジング（ブラシピーリング、サクション、ピーリングクリームなど）、パックについて学ぶ。機器の機能を学ぶことにより、ハンドテクニックだけでは実現できない顧客の悩みの解消や希望を叶えることができるようになる。機器の正しい使用方法、注意事項、禁忌事項を理解し、常に正常作動するように日々の点検方法やメンテナンス管理を学ぶことにより、安全で効果的な技術を提供できるようになる。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (46 ページ)

4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (46

新	旧
<p>イ. 職業専門科目</p> <p>必修科目としては、セラピストに必要な専門の知識を身につけるための授業科目として、1年次に必修科目「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」を配置し、エステティックの基礎となる内容について学修する。2年次に「トリートメント応用理論」を配置し、施術の理論について理解を深めることができるようにする。また、その理論と技術を結びつけるための実践的知識を学ぶ「トリートメント技術の理論と方法」を配置し、実習科目の履修時に「理論と実践」を体系的に学修できるよう工夫する。3年次に「トリートメント品質管理論」を配置し、1・2年次の講義科目で学修した内容を活かし、サロン運営も含めた臨地実務実習を効果的に実施するための方法を学ぶ。これらの学修した知識に関連付けて専門の技術を身につけるための授業科目として、1年次に「ボディトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「メイクアップ実習Ⅰ」「ネイルデザイン実習Ⅰ」を配置し、トリートメントの基本的な動作について実習により学ぶ。2年次に「ボディトリートメント実習Ⅱ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」「メイクアップ実習Ⅱ」を配置し、トリートメントの技術を向上させる。セラピストとして必要な技術修得の総まとめとして「トリートメント総合実習」を4年次に配置する。接客の知識と技術を身につけるための授業科目として、2年次に「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」「カウンセリング論」「カウンセリング演習」「プランニング実習」を配置し、ビューティ&ウ</p>	<p>イ. 職業専門科目</p> <p>必修科目としては、セラピストに必要な専門の知識を身につけるための授業科目として、1年次に必修科目「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」を配置し、エステティックの基礎となる内容について学修する。2年次に「トリートメント応用理論」を配置し、施術の理論について理解を深めることができるようにする。また、その理論と技術を結びつけるための実践的知識を学ぶ「トリートメント技術の理論と方法」を配置し、実習科目の履修時に「理論と実践」を体系的に学修できるよう工夫する。3年次に「トリートメント品質管理論」を配置し、1・2年次の講義科目で学修した内容を活かし、サロン運営も含めた臨地実務実習を効果的に実施するための方法を学ぶ。これらの学修した知識に関連付けて専門の技術を身につけるための授業科目として、1年次に「ボディトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「メイクアップ実習Ⅰ」「ネイルデザイン実習Ⅰ」を配置し、トリートメントの基本的な動作について実習により学ぶ。2年次に「ボディトリートメント実習Ⅱ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」「メイクアップ実習Ⅱ」を配置し、トリートメントの技術を向上させる。セラピストとして必要な技術修得の総まとめとして「トリートメント総合実習」を4年次に配置する。接客の知識と技術を身につけるための授業科目として、2年次に「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」「カウンセリング論」「カウンセリング演習」「プランニング実習」を配置し、ビューティ&ウ</p>

<p>エルネスサービス施設において、カウンセリング・提案・指導するための方法を学ぶ。なお、「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」において、セラピストが行うフェイシャルトリートメントは、美容師が行う美顔施術とは、その目的、方法及び対象が異なることを授業内容として教育するとともに、「メイクアップ実習Ⅱ」において、美容師法で規制されている業務範囲を理解し、セラピストと美容師との業務の区別について、授業内で適宜教育していく。</p>	<p>エルネスサービス施設において、カウンセリング・提案・指導するための方法を学ぶ。</p>
---	--

(参考)「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ・Ⅱ」シラバス

5. 【全体計画審査意見4（8）の回答について】

「消費者生活論（関係法規を含む）」で取り扱う関連法規の具体的な内容が明らかではないが、「全体計画審査意見1（3）の回答について」「全体計画審査意見4（5）の回答について」への対応を踏まえ、美容師等の特定の資格を有する者のみが行うことができる業務との区別に関する内容を必要に応じてより充実させること。

(対応)

美容師等の特定の資格を有する者のみが行うことができる業務との区別に関する内容については、「消費者生活論（関係法規を含む）」の授業で教育することとし、全体計画審査意見4（8）の回答として、当該科目の講義等の内容及びシラバスを変更し、「美容師法」「理容師法」を関連法規の具体的な法令として取り扱い、授業担当者も美容師法等に精通し、教育研究業績のある兼任教員に変更した。

美容師等の特定の資格を有する者のみが行うことができる業務との区別に関する内容であることをより明確にし、充実させるため、以下の下線部のとおり、当該科目の講義等の内容及びシラバスの授業計画を変更する。(資料F)

授業科目	講義等の内容
消費者生活論（関係法規を含む） (2年後期必修・2単位)	<p>美容業界において消費者保護の社会システムがどのように機能しているか、消費生活全般の法体系を基に理解する。消費者が安心して安全に豊かな消費生活を送れる消費者市民社会とは何かについて、学生各自がその一員としてどう実行すべきかを考察し、美容業界でどのようにその知識を活かせるかを、美容関係法規をはじめ消費者法規の基礎と実際に起こるトラブル事例を通して検証する。そして、安全対策や防止策を検討し、美容業界の健全化に活かせる人材となることを目指す。</p> <p>(オムニバス方式／全15回)</p> <p>(唯根 妙子／12回)</p> <p>消費者の立場を理解するために、消費者保護の社会システムを学ぶ。消費者が安心して安全に消費生活を送れるよう消費者法規の基礎を理解する。また、美容業界の健全化を目指すためにトラブル事例について学ぶ。</p> <p>(渡辺 演久／3回)</p> <p>セラピスト教育に必要な関係法規（美容師法、理容師法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に</p>

	<p>関する法律」など) について<u>理解し、セラピストと美容師・理容師との業務の区別やセラピストが使用する機器と医療機器の違いについて学ぶ。</u></p>
--	--

(新旧対照表) 「消費者生活論 (関係法規を含む)」 シラバス・授業計画

新	旧
<p>(授業担当者：唯根 妙子) 第1回～第8回 (省略) (授業担当者：渡辺 演久) 第9回 関係法規① 「美容師法」「理容師法」の理解 第10回 関係法規② <u>セラピストと美容師・理容師との業務の区別</u> 第11回 関係法規③ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の理解 (授業担当者：唯根 妙子) 第12回 エステサービス取引とトラブル事例の検討 第13回 エステサービスのトラブル回避への検討 第14回 エステサービスの消費者トラブル処理方策 <p style="text-align: center;"><削除></p> 第15回 課題レポート発表とまとめ【レポートの講評・解説・まとめ】</p>	<p>(授業担当者：唯根 妙子) 第1回～第8回 (省略) (授業担当者：渡辺 演久) 第9回 関係法規① 「美容師法」「理容師法」の理解 <p style="text-align: center;"><追加></p> 第10回 関係法規② 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の理解 (授業担当者：唯根 妙子) 第11回 エステサービス取引とトラブル事例の検討 第12回 エステサービスのトラブル回避への検討 第13回 エステサービスの消費者トラブル処理方策 第14回 課題レポート発表①【レポートの講評・解説】 第15回 課題レポート発表②とまとめ【レポートの講評・解説・まとめ】</p>

(参照) 「消費者生活論 (関係法規を含む)」 シラバス

6. 【全体計画審査意見6の回答について】

「履修モデル（既設専門学校から3年次編入の場合）」が示され、一部の実習科目を実施しないことや一部の講義科目が3、4年次に配当されるなど、専門学校と本学の教育課程の接続に一定の配慮がなされていることは示された一方で、基礎科目及び職業専門科目では、通常の教育課程で3年次・4年次に配当している授業科目の配当年次はそのままに、通常の教育課程で1、2年次に配当されている授業科目を編入学ではそれぞれ3、4年次に単に移行しているように見受けられ、また、展開科目では、通常の教育課程で4年次に配当している授業科目の配当年次はそのままに、通常の教育課程で2、3年次に配当されている授業科目を編入学ではそれぞれ3、4年次に単に移行しているように見受けられる。加えて、総合科目の配当年次は変更がない等、編入学者に対して提供される教育課程が順序性について配慮され、体系的に履修できる内容となっているか必ずしも明らかではない。3年次編入学者用のカリキュラムツリーを示して説明するなど編入学者についても体系的に履修できる教育課程となっていることを具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

全体計画審査意見6の回答のとおり、既設の専門学校の卒業生はセラピストになるためのマニュアル的な知識や技術を身につけ、関連資格を取得していることから、既設専門学校から3年次に編入する場合は、職業専門科目「心身の美の追求」領域に配当された16科目30単位を既修得単位として認定する。編入学生は、既設の専門学校ではほとんど学ぶことができない、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を身につける「基礎科目」、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を身につける「職業専門科目・基礎医学とヘルスプロモーション領域」、ビューティ&ウェルネス産業の発展に寄与する経営管理・マネジメントの素養を身につける「展開科目」、修得した知識と技術の体系化を図り、研究を通じて実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させる「総合科目」を編入後に履修するという点で、既設の専門学校の教育課程と編入学後に学修する教育課程は大きく異なる。

しかしながら、編入学者は4年間の通常の教育課程とはその履修順序が異なるため、履修した科目を基礎とする他科目の履修に支障を生じる恐れがあることを踏まえ、全体計画審査意見6の回答で示した「履修モデル（既設専門学校から3年次編入の場合）」を再検討し、職業専門科目（基礎医学とヘルスプロモーション領域）及び総合科目の以下の科目について、履修予定年次を変更することとした。

また、「履修モデル（既設専門学校から3年次編入の場合）」について、編入学者に対して提供される教育課程が順序性について配慮され、体系的に履修できる内容となって

いることを明らかにするため、「カリキュラムツリー（既設専門学校から3年次編入の場合）」（資料G）を示す。

<履修モデル（既設専門学校から3年次編入の場合）の履修予定年次の変更>

授業科目名		単位数	履修年次 (変更後)		変更前 (変更前)
職業 専門 科目	身体運動学	1	4年前期	←	3年前期
	運動生理学	1	4年前期		3年前期
	運動指導演習	2	4年前期		3年前期
	フィットネス実習Ⅰ	1	4年前期		3年前期
	フィットネス実習Ⅱ	1	4年前期		3年前期
	リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎	1	4年後期		3年後期
	救急法	1	4年後期		3年後期
	企業実習Ⅳ（運動指導実習）	2	4年後期		3年後期
	フィットネス実習Ⅲ	1	4年後期		3年後期
	フィットネス実習Ⅳ	1	4年後期		3年後期
総合 科目	総合演習Ⅰ	2	4年後期	3年後期	
	総合演習Ⅱ	2	4年後期	4年前期	

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類 12. 編入学定員を設定する場合の具体的計画（87ページ）

新	旧
<p>（2）編入学生の教育上の配慮</p> <p>編入学生については、1年次から入学する学生よりもさらに多様な学生の入学が見込まれるため、学生個別に丁寧に履修指導を行う。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>編入学生は既修得単位の状況によって卒業に必要な単位が異なるため、学生個別に2年間の履修モデルや時間割を作成するなどの工夫をする。履修モデルの作成にあたっては、取得を希望する資格や学生自身<u>が</u>持っている将来像を確認し、教育効果が低くならな</p>	<p>（2）編入学生の教育上の配慮</p> <p>編入学生については、1年次から入学する学生よりもさらに多様な学生の入学が見込まれるため、学生個別に丁寧に履修指導を行う。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>編入学生は既修得単位の状況によって卒業に必要な単位が異なるため、学生個別に2年間の履修モデルや時間割を作成するなどの工夫をする。履修モデルの作成にあたっては、取得を希望する資格や学生自身<u>の</u>持っている将来像を確認し、教育効果が低くならな</p>

<p>いよう、授業科目の履修の順序に気を付ける。専門学校からの編入学について、教育課程の接続性・体系性が確保されていることを示すため、既設の専門学校の卒業生が本学に編入学した場合の<u>カリキュラムツリー及び履修モデル</u>を示す。(資料 9「<u>カリキュラムツリー</u>」資料 10「履修モデル」参照) なお、通常の時間割の中で必要な単位を修得することが難しい場合は、補講授業や集中授業を開講するなど、無理なく修得できるよう配慮する。</p>	<p>いよう、授業科目の履修の順序に気を付ける。専門学校からの編入学について、教育課程の接続性・体系性が確保されていることを示すため、既設の専門学校の卒業生が本学に編入学した場合の履修モデルを示す。(資料 10「履修モデル」参照) なお、通常の時間割の中で必要な単位を修得することが難しい場合は、補講授業や集中授業を開講するなど、無理なく修得できるよう配慮する。</p>
---	---

(参照) 履修モデル、カリキュラムツリー (既設専門学校から 3 年次編入の場合)

資料A

科目名	メイクアップ実習Ⅱ	担当教員	九島 紀子 重田 やよひ
配当年次	2年次	配当学期	後期
単位数	2	必修・選択の別	必修
授業形態	実習	オムニバス方式	

<授業概要と目的>

メイクアップは、単に化粧という概念ではなく、心と身体を美しく維持するための重要な技術であり、世界的評価の高い化粧品と高度な技術は、日本が世界に誇れる文化でもある。本科目では、メイクアップ実習Ⅰで修得した知識と技術を前提として、その応用を学ぶことが目的である。例えば、顔の形態による印象について、顔のゴールデンバランス、顔の成熟度、顔の性差などを中心に、持てる知識や技術をどのように応用すべきかを詳細に学ぶ。また、顧客の要望にもとづいて、肌の状態やメンテナンス状況を把握し、個々の肌に合う化粧品やメイク方法、日常的なスキンケアについてアドバイスを行うことができるよう、応用的なメイクアップに関する知識と技術を修得する。

<到達目標>

1. 顔のゴールデンバランスを理解し、様々な人の顔をゴールデンバランスに近づけるメイクの理論と技術を理解する。
2. 顔の成熟度の特徴を理解し、様々な人の顔を成熟度別の顔に近づけるメイクの理論と技術を理解する。
3. 顔の性差の特徴を理解し、個々の志向に沿った性差を表現するためのメイクの理論と技術を理解する。
4. メイクを含んだ顔の形態が様々な印象を与えていることを理解し、メイクによって多様なイメージを表現できることを理解する。

<授業の進め方と方法>

各回メイクアップに関する考えや知識を問う問題を出し、次回の授業でフィードバックを行う。必要に応じて、相モデル形式でメイク実習を行う。

<p><授業計画></p> <p>(授業担当者：九島 紀子)</p> <p>第1回 ガイダンス・メイクアップ実習 I の復習</p> <p>第2回～3回 発達段階による顔の違い・性差による顔の違い</p> <p>第4回～5回 顔の表情</p> <p>第6回～7回 顔の魅力</p> <p>第8回～9回 顔のゴールデンバランスとメイク</p> <p>第10回～11回 錯視とメイク</p> <p>第12回～13回 メイクによる成熟度の表現</p> <p>第14回～15回 メイクによる性差の表現</p> <p>(授業担当者：重田 やよひ)</p> <p>第16回 ガイダンス・メイクアップ実習 I の復習</p> <p>第17回～18回 ゴールデンバランスメイク①</p> <p>第19回～20回 ゴールデンバランスメイク②</p> <p>第21回～22回 大人のバランスメイク</p> <p>第23回～24回 子どものバランスメイク</p> <p>第25回～26回 男性的バランスメイク</p> <p>第27回～28回 女性的バランスメイク</p> <p>第29回～30回 技術発表</p>
<p><授業時間外の学習> (準備学習、復習、課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回の授業前に、メイクアップ実習 I の復習を行っておくこと ・参考書を授業外に通読すること。 ・各回の授業を踏まえて、自らメイクの練習を行うこと。 ・授業以外の学修は60時間以上を目安に行うこと。
<p><教科書・参考書></p> <p>参考書：『装いの心理学』 鈴木公啓（編） 北大路書房 （2020年）</p>
<p><評価方法></p> <p>技術確認チェック（40%） 小テスト（30%） 技術発表（30%）</p>
<p><その他の重要事項></p> <p>授業について、質問事項がある場合は、授業終了後に直接質問をすること。</p>

資料B

科目名	ヘルスプロモーション 各論（事例検討および シミュレーション）	担当教員	本田 善一郎
配当年次	1年次	配当学期	前期
単位数	1	必修・選択の別	必修
授業形態	講義	—	

<授業概要と目的>

「ヘルスプロモーション」は、1986年のオタワ憲章において「人が自身の健康をコントロールし向上させることができる過程」と定義されている。「ウェルネス」は心身の健康に加え、幸福、活力、平静、多様性のある自己実現、他者への福祉を含む包括的な概念である。本講義では学生が個人、集団、職域、地域、社会を対象として、積極的にウェルネスを推進する能力、意欲を獲得することを目的として、過去のヘルスプロモーション事例検討にもとづき、現在と近未来の新たな課題を抽出し、明確化する能力を涵養する。事例としては、職域、地域などセッティングごとの具体例に加え、生活習慣病、がん、喫煙、飲酒を対象とした課題解決型の施策を取り上げる。新たな課題の例として新型コロナウイルス感染拡大下でのウェルネス実現を取り上げ、実際に大学コロナ対策を牽引してきた担当教員の経験にもとづき、学生の自主的な情報収集、企画立案を奨励し指導する。本学では、クライアントのメンタルヘルス幸福度、充実度を促進する、メンタルヘルスリテラシーの観点が極めて重要であることから、確立された質問紙票（Questionnaire）を用いた調査手法を習得し、施術の効果を客観的、統計学的に評価する能力を身につける。現代日本の健康は、死亡統計、健康負荷指標（障害調整生存年：DALY）から定量的に捉えることができる。問題となる疾患への理解を促し、増加する社会保障費に対して、どのように貢献し、医療経済の健全化を下支えすることができるかを考えさせ、自覚と理解を促す。

<到達目標>

ヘルスプロモーション、ウェルネス推進を、個人、社会のレベルで理解し、問題点、解決策を説明・提案できる。ヘルスプロモーションの新たな課題を発見し、対応を分析的に考察できる。クライアントの精神的な特性を知り、幸福度指標を向上させる施術、接遇を考案し、客観的な効果判定を行うことができる。

<授業の進め方と方法>

講師が作成するパワーポイント資料を用いて、日本の健康の現状を複数の視点から講義し、理解を深める。ヘルスプロモーション、ウェルネス推進は包括的な概念であり、広い知識、視野のもとに現代の健康をどのようにとらえるか、学生個人の洞察を促し、専門職の立場で、あるいは市民としてどの様に貢献できるかを考察する能力を育成する。講義では双方向性を重視し、講義中のオンラインテスト（Google Form など）を行い、正答率や正しい考え方を示して、講義中の理解の深化、記憶の定着を促す。

<p><授業計画></p> <p>第1回 日本の健康の現状 死亡統計、DALY の理解 世界の状況</p> <p>第2回 職域、地域、社会：社会的セッティングごとのヘルスプロモーション事例検討</p> <p>第3回 生活習慣病、がん早期発見、障害者受容：疾患課題ごとの事例検討</p> <p>第4回 現代のウェルネス推進とその課題（グループディスカッション）</p> <p>第5回 新型コロナ禍において、専門職としてどのようにウェルネス実現に関わるのか</p> <p>第6回 クライアントの幸福度、施術による変化の客観的、統計学的評価</p> <p>第7回 ヘルスリテラシーの理解と推進</p> <p>第8回 総合的な振り返り</p>
<p><授業時間外の学習>（準備学習、復習、課題等）</p> <p>オンラインテスト実施後は、テスト結果を踏まえて、学習ノートを見直し、講義内容の理解度を確認すること。</p>
<p><教科書・参考書></p> <p>1) 講師が作成したパワーポイント資料</p> <p>2) 事例分析でわかるヘルスプロモーションの「5つの活動」編著：健康社会科学研究会（ライフ出版社 2016年6月18日 第一刷発行）</p> <p>3) 健康への力の探究 編著：戸ケ里 泰典, 中山 和弘（放送大学教材）</p>
<p><評価方法></p> <p>定期試験 60% 各授業課題 40%</p>
<p><その他の重要事項></p> <p>評価に関して、授業において積極的な取り組みを行う：学生個人のライフステージとヘルスプロモーションのシミュレーションを講義で発言させ、相互評価を行う。</p>

資料C

科目名	リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎	担当教員	本田 善一郎
配当年次	3年次	配当学期	後期
単位数	1	必修・選択の別	必修
授業形態	講義	—	

<授業概要と目的>

セラピストが臨床医学を学ぶ重要な意義として、1) クライアントの臨床状況を把握しリスク管理を行うこと、2) クライアントの求めに応じて、個人のウェルネスに資する施術を行うこと、の2点が挙げられる。本講義では頻度が高く重要な身体科疾患、メンタルヘルス疾患を概説し、基礎となる知識、疾患メカニズムの理解を促し、実技的な側面への橋渡しを行う。リスク管理に関しては、ことに、アレルギー性疾患および整形外科的な病態を学び、適切な手技、対応を行うための基礎を確立する。施術に由来する有害事象を確実に減少させるために、リスクの考え方、リスクヘッジの視点を教育する。個人のウェルネス実現のためには、精神的幸福度の促進、メンタルヘルスリテラシーが重要となることから、気分障害、発達障害を含む頻度の高い疾患を学び、クライアントのメンタルヘルス状況を把握する能力を養う。さらに、クライアントの求めに応じてどのように安全にウェルネスを実現するか、グループディスカッションを行い、理解の深化を促す。

<到達目標>

学生が、重要な身体科、メンタルヘルス疾患の概要、施術の際の注意事項を理解し、説明できる。自らの視点から、クライアントの求めに応じた、ウェルネス向上に資する施術を提案できる。

<授業の進め方と方法>

講師が作成するパワーポイント資料、選定教科書を用いて、身体科、メンタルヘルス疾患の概要の理解を促す。病態を理解した上で、注意事項を理解し、安全かつ個人のウェルネス実現に資する施術を、クライアントの求めに応じて提案できる能力を培う。講義では双方向性を重視し、講義中のオンラインテスト（Google Form など）を行い、正答率や正しい考え方を示して、講義中の理解の深化、記憶の定着を促す。

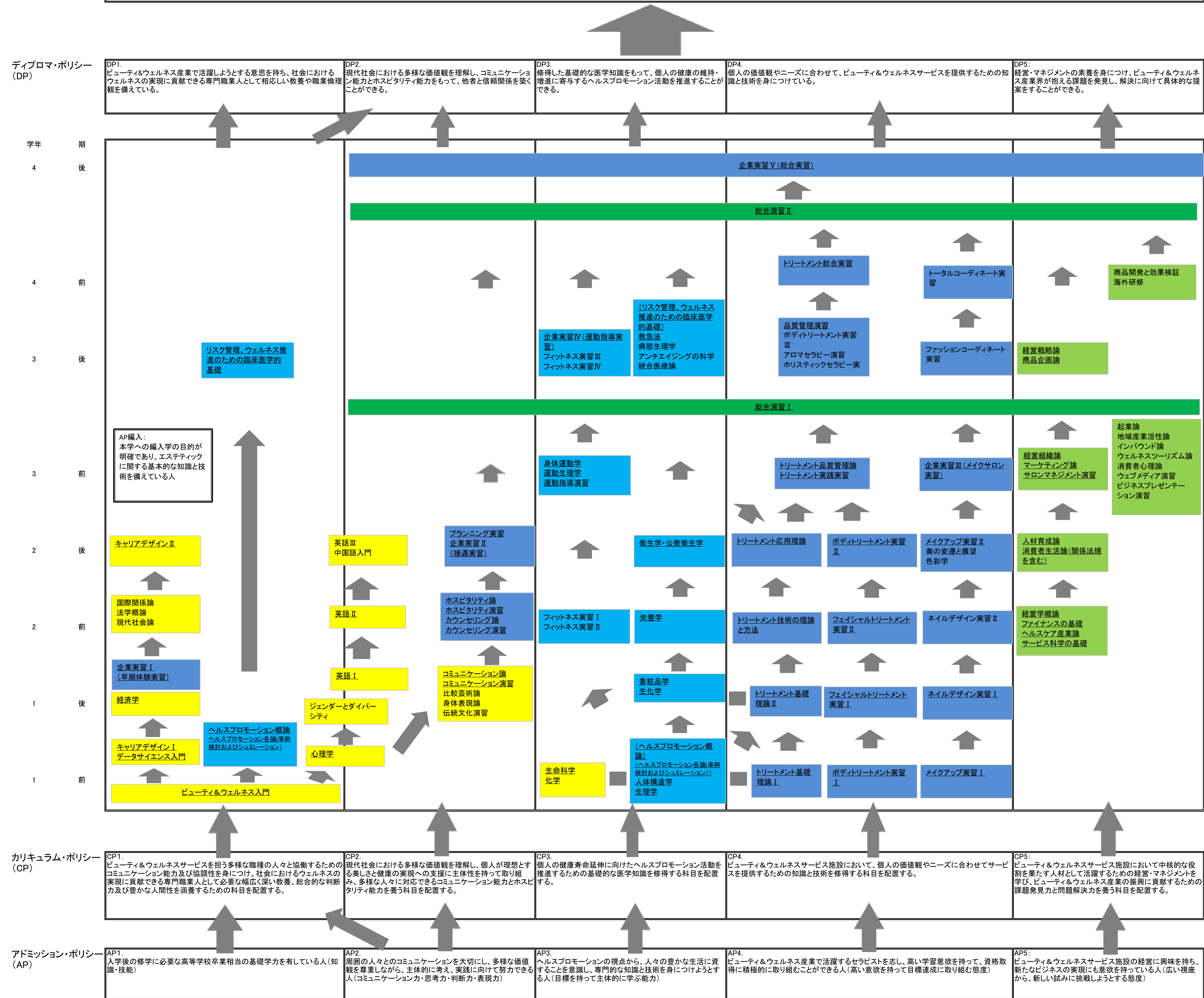
<授業計画>

- 第1回 代表的な内科疾患-1
- 第2回 代表的な内科疾患-2
- 第3回 代表的なその他の身体科疾患
- 第4回 身体疾患と施術上の注意事項

<p>第5回 代表的なメンタルヘルス疾患</p> <p>第6回 メンタルヘルス疾患と施術上の注意事項</p> <p>第7回 クライアントの求めに応じてどのようにウェルネスを実現するか（グループディスカッション）</p> <p>第8回 講義の振り返り</p>
<p><授業時間外の学習>（準備学習、復習、課題等）</p>
<p>教科書指定部分の購読、講師が指定する課題に関するショートレポートを課する。</p>
<p><教科書・参考書></p>
<p>1) 講師によるパワーポイント資料。</p> <p>2) やさしい精神医学入門 岩波 明 著（角川選書）</p> <p>3) 初めての医学 木南 凌 著（メディカル・サイエンス・インターナショナル）</p>
<p><評価方法></p>
<p>筆記試験 60% 各授業課題 40%</p>
<p><その他の重要事項></p>
<p>自主的に課題に取り組み、情報収集、理解の深化を行うように促す。マニュアル的なリスク管理ではなく、病態を理解した上で、適切にリスクを管理し、早急に医療に繋げる能力を育成する。</p>

【資料D】ビューティ&ウェルネス学科 カリキュラムツリー

【養成する人材像】ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材



資料E

科目名	フェイシャル トリートメント実習 I	担当教員	久我 悦子 香取 翔子
配当年次	1年次	配当学期	後期
単位数	2	必修・選択の別	必修
授業形態	実習	—	

<授業概要と目的>

セラピストが行うフェイシャルトリートメントは、全身美容として、胸、首、背面、顔面等に対し、肌や身体を健康的で美しい状態に保護、保持するために行うものであり、顔面だけの表面上の美化行為とは異なった手技や機器による施術行為であることから、美容師が行う美顔施術とは、その目的、方法及び対象を異にしている。

本実習では、全身美容としてのフェイシャルの施術における基本テクニックである、軽擦法・強擦法・打法・圧迫法・振動法・揉捏法（6手技）を用いたハンドテクニックを中心に実習を行い、技術を習得する。6手技は応用につながる重要な技術であるため、技術名称、技術効果の理論を第1回目で行い、それを理解して施術を行うことでより効果的に習得することを目指す。①メイクを落とすためのポイントクレンジング、②ハンドで行うクレンジング（デコルテ、フェイシャル）、③肌の血行・リンパの流れを促すためのハンドトリートメント、④基礎化粧品を使用した整肌、この4つの工程をそれぞれ学び、最終的に個々のクライアントに安全に技術を提供できるような技術習得を目指す。また、使用する化粧品の種類・正しい使用方法・効果を知り、トリートメントと化粧品による相乗効果が得られるような技術と知識を身につける。

<到達目標>

1. 基本テクニックである6手技の名称、効果を覚える。
2. 6手技の効果的なテクニックを身につける。
3. セラピストとして大切な身体の使い方、体重移動の方法を身につける。
4. 技術、化粧品による相乗効果を理解する。

<授業の進め方と方法>

実習授業では、教員による技術のデモンストレーションを行う。その際にポイントとなる箇所を説明するので、学生は必ず詳細なメモを取る。そのメモを基に自分のオリジナル技術ノートを作成しマニュアルとする。使用する化粧品の効果を理解し、相モデル形式での授業となるためモデルの効果を実感する。

<授業計画>	
第1回～2回	イントロダクション フェイシャルトリートメントとは、使用化粧品について
第3回～4回	クレンジング① メイク落とし①：コットンクレンジング、部位の名称
第5回～6回	クレンジング② メイク落とし②：通しレッスン
第7回～8回	クレンジング③ ふき取り①：スポンジ、ホットタオルふき取り
第9回～10回	クレンジング④ トリートメント①：デモンストレーション デコルテケア
第11回～12回	クレンジング⑤ トリートメント②：フェイシャル 整肌
第13回～14回	クレンジング⑥ トリートメント③：通しレッスン 案内の仕方、ワゴンセッティング
第15回～16回	クレンジング⑦ トリートメント④：タッチチェック
第17回～18回	ハンドトリートメント①：デモンストレーション デコルテケア
第19回～20回	ハンドトリートメント②：フェイシャル
第21回～22回	ハンドトリートメント③：通しレッスン
第23回～24回	ハンドトリートメント④：タッチチェック
第25回～26回	ロールプレイング①： 案内～クレンジング、ふき取り、ハンドトリートメント
第27回～28回	ロールプレイング②：最終技術チェック
第29回～30回	ロールプレイング③：タイムトライアル
<授業時間外の学習>（準備学習、復習、課題等）	
フェイシャルトリートメント実習Ⅰは今後学ぶ技術の最も基本となる実習であるため、自分で作成した技術ノート、テキストをよく読み、技術向上のために、繰り返し練習を行うこと。	
<教科書・参考書>	
<ul style="list-style-type: none"> ・『スキンケアの科学』 著作・発行：東北大学名誉教授 田上八朗 南山堂 2015年（平成27年）6月 発行 ・『ソワンエステティック技術Ⅰ』 著作・発行：特定非営利活動法人日本スパ・ウエルネス協会教育研究委員会 2017（平成29）年発行 	

<評価方法>
1. 口頭試問 (20%) 2. 技術ノート of 記録内容 (20%) 3. 最終授業で行うタイムトライアルによって技術レベルを評価 (60%)
<その他の重要事項>
学生は体験した感覚を言語化する努力をすること。 授業について、疑問点や不明点が生じたらすぐに質問・連絡をすること。

科目名	フェイシャル トリートメント実習Ⅱ	担当教員	越川 治枝 村田 由美子
配当年次	2年次	配当学期	前期
単位数	2	必修・選択の別	必修
授業形態	実習	—	

<授業概要と目的>

セラピストが行うフェイシャルトリートメントは、全身美容として、胸、首、背面、顔面等に対し、肌や身体を健康的で美しい状態に保護、保持するために行うものであり、顔面だけの表面上の美化行為とは異なった手技や機器による施術行為であることから、美容師が行う美顔施術とは、その目的、方法及び対象を異にしている。

本実習では、全身美容としてのフェイシャルトリートメントで用いるフェイシャル機器である、栄養導入機、吸引機器（パター）、高周波機器、超音波機器、ディープクレンジング（ブラシピーリング、サクション、ピーリングクリームなど）、パックについて学ぶ。上記の内容を学ぶことにより、ハンドテクニックだけでは実現できない顧客の悩みの解消や希望を叶えることができるようになる。機器の正しい使用方法、注意事項、禁忌事項を理解し、常に正常作動するように日々の点検方法やメンテナンス管理を学ぶことにより、安全で効果的な技術を提供できるようになる。

<到達目標>

1. 各フェイシャル機器の使用方法、効果などの理論を学ぶ。
2. 各フェイシャル機器を安全で効果的に使用できるような技術を身につける。
3. ディープクレンジングについては、各技術の特徴、クレンジングの強度を理解し、顧客の肌質に合わせた技術を提案ができる知識を身に付け、技術を提供できるようになる。
4. パックについてはクライアントに合わせたパック剤を選択し、施術を行うことができる。

<授業の進め方と方法>

実習授業では、教員による技術のデモンストレーションを行う。その際にポイントとなる箇所を説明するので、学生は必ず詳細なメモを取る。メモを基に自分のオリジナル技術ノートを作成しマニュアルとする。使用する化粧品の効果を理解し、相モデル形式での授業となるためモデルの効果を実感する。

<授業計画>	
第1回～2回	イントロダクション：機器操作、ディープクレンジングとは 肌タイプについて
第3回～4回	フェイシャル機器① ブラシ操作：デモンストレーション、レッスン
第5回～6回	フェイシャル機器② サクション操作：デモンストレーション、レッスン
第7回～8回	フェイシャル機器③ ブラシ、サクション：通しレッスン
第9回～10回	ゴマージュ・酵素①：デモンストレーション、レッスン
第11回～12回	パック：デモンストレーション、レッスン
第13回～14回	フェイシャル機器④ 栄養導入機：デモンストレーション
第15回～16回	フェイシャル機器⑤ 栄養導入機：肌別トリートメント
第17回～18回	フェイシャル機器⑥ 吸引機器（パター）：デモンストレーション
第19回～20回	フェイシャル機器⑦ 吸引機器（パター）：肌別トリートメント
第21回～22回	フェイシャル機器⑧ 超音波：デモンストレーション
第23回～24回	フェイシャル機器⑨ 超音波：肌別トリートメント、 ハンドトリートメント
第25回～26回	フェイシャル機器⑥ 高周波：デモンストレーション
第27回～28回	フェイシャル機器⑦ 高周波：肌別トリートメント
第29回～30回	ロールプレイング：案内～肌別フェイシャル機器～パック選択 総括
<授業時間外の学習>（準備学習、復習、課題等）	
各技術において学んだ内容をわかりやすくノートにまとめ、テキストと比較して確認後、手順・連続性・リズム構築のために、自主練習を行う事。	
<教科書・参考書>	
<p>・『スキンケアの科学』 著作・発行：東北大学名誉教授 田上八朗 南山堂 2015年（平成27年）6月 発行</p> <p>・『ソワソワエステティック技術Ⅰ』 著作・発行：特定非営利活動法人 日本スパ・ウェルネス協会 教育研究委員会 2017（平成29）年 発行</p>	
<評価方法>	
1. 口頭試問（30%） 2. 技術ノートの記録内容（20%） 3. 定期試験（50%）	
<その他の重要事項>	
学生は体験した感覚を言語化する努力をすること。 授業について、疑問点や不明点が生じたらすぐに質問・連絡をすること。	

資料 F

科目名	消費者生活論 (関係法規を含む)	担当教員	唯根 妙子 渡辺 演久
配当年次	2年次	配当学期	後期
単位数	2	必修・選択の別	必修
授業形態	講義	オムニバス方式	

<p><授業概要と目的></p> <p>美容業界において消費者保護の社会システムがどのように機能しているか、消費生活全般の法体系を基に理解する。消費者が安心して安全に豊かな消費生活を送れる消費者市民社会とは何かについて、学生各自がその一員としてどう実行すべきかを考察し、美容業界でどのようにその知識を活かせるかを、美容関係法規をはじめ消費者法規の基礎と、実際に起こるトラブル事例を通して検証する。そして、安全対策や防止策を検討し、美容業界の健全化に活かせる人材となることを目指す。</p>
<p><到達目標></p> <p>本講義を通じて、安心して安全で豊かな消費生活を実現するために、消費者・行政・事業者が協働して目指す消費者市民社会構築の行動とはどのようなものかを、それぞれの立場で示すことができ、対応することができる。</p>
<p><授業の進め方と方法></p> <p>本講義では、インターネット情報を駆使して消費生活の衣・食・住に関わる商品・サービスのトラブルを具体的に知り、加えて消費者被害の実態も理解した上で、これからの消費者市民社会を安全で豊かにしていくために生活者・美容業界の一員としてどのように行動すればよいのか、実生活と業務に適用できる知識と行動力を身につける。</p> <p>第12回～14回授業は、第9～11回の関係法規授業に基づき、法律について理解を深めながら、エステサービスについてトラブル回避について検討する。</p>
<p><授業計画></p> <p>(授業担当者：唯根 妙子)</p> <p>第1回 ガイダンス及び消費社会の変遷</p> <p>第2回 消費生活と契約</p> <p>第3回 くらしとIT化(インターネットの落とし穴)</p> <p>第4回 「消費者基本法」と消費者庁</p> <p>第5回 「消費者安全法」「消費者契約法」「特定商取引法」等の理解</p> <p>第6回 食生活の知識とトラブル事例の検討</p> <p>第7回 住生活の知識とトラブル事例の検討</p> <p>第8回 衣生活の知識とトラブル事例の検討</p>

<p>(授業担当者：渡辺 演久)</p> <p>第9回 関係法規① 「美容師法」「理容師法」の理解</p> <p>第10回 関係法規② セラピストと美容師・理容師との業務の区別</p> <p>第11回 関係法規③ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の理解 (授業担当者：唯根 妙子)</p> <p>第12回 エステサービス取引とトラブル事例の検討</p> <p>第13回 エステサービスのトラブル回避への検討</p> <p>第14回 エステサービスの消費者トラブル処理方策</p> <p>第15回 課題レポート発表とまとめ【レポートの講評・解説・まとめ】</p>
<p><授業時間外の学習> (準備学習、復習、課題等)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・PC、スマホでの消費者情報収集 ・保存とレポート作成のためのWord、Excel等のスキル ・消費者庁及び(独法)国民生活センターのHPの中を見て、消費者問題の最新情報を常にチェック出来るスキルを身につける。
<p><教科書・参考書></p>
<p>教科書はなし、参考書として 消費者六法最新年度版、</p>
<p><評価方法></p>
<p>定期試験 50%、課題レポート提出 30%、小テスト 20%、</p>
<p><その他の重要事項></p>
<p>教科書は指定しないが、参考資料の案内はする。また、消費者問題の最新情報を出来る限り使用したいので、インターネット上の情報収集とデータ保存、PCのソフト使用に慣れていること。</p>

【資料G】ビューティ&ウェルネス学科 カリキュラムツリー（既設専門学校から3年次編入の場合）

【養成する人材像】ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材

